

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第468号)

平成18年8月24日

横 情 審 答 申 第 468 号

平 成 18 年 8 月 24 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成18年2月2日神納第10166号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「請求者本人に係る整理記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人に係る整理記録」の個人情報を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表2に示した部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者本人に係る整理記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年9月20日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第1号の該当性について

地方税法（昭和25年法律第226号）第22条では、税務職員の秘密漏えいに関する罪を「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と規定している。この規定により、税務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定する地方公務員一般に課された守秘義務のみならず、より高度の守秘義務を課されている。

税務職員に課せられた守秘義務の趣旨については、平成9年4月25日最高裁判決（平成7年(オ)第2193号）において、「税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知りえた納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するにとどまらず、そうした秘密を保護することにより（中略）税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである」と判断されている。この判例は、納税者（滞納者を含む。）の

秘密のみならず第三者である情報提供者の秘密を保護することも税務職員の守秘義務であることは言うまでもないことを示しているとともに、守秘義務の保護法益は、単に秘密を守るにとどまらず、秘密が「公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保」することを示している。

この司法判断は、情報提供者にとって、調査協力をした事実及びその情報提供内容について、納税者に知られ、さらには納税者を通して市民一般に知れ渡ることになると、納税者又はその他の者から、契約の解除等の経済的不利益を被ったり、業務に対する妨害若しくは嫌がらせその他の危険にさらされる等のおそれがあること、そして、これらの不利益及び危険から情報提供者を保護しなければ、税務事務への信頼や協力を失い、円滑かつ正確な税務事務の執行が著しく困難になることに基づいた判断と考えられる。

この趣旨に基づいて、上記判例は「特定の者に対する税務調査の有無、調査目的、調査内容及び調査結果は、税務職員が守秘義務を負うべき職務上の秘密に当たる。」と明示している。

したがって、税務職員が第三者に対して行った税務調査の有無、調査目的、調査内容及び調査結果に関しては、調査を受けた者及びその調査内容から回答内容に至るまで、税務職員が守る秘密に当たることになる。

本件個人情報のうち、上記の司法判断を鑑みて、開示することにより地方税法第22条によって課された守秘義務による保護法益を失うおそれがある部分については、非開示とした。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

本件個人情報のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人の債権・債務に係る情報並びに個人が識別される情報については第三者の個人情報の漏えいにつながるため、本号ただし書ア及びウに該当する情報を除き、非開示とした。

(3) 条例第22条第4号の該当性について

本件個人情報のうち、法人等の経理関係に関する情報（調査先である法人等が調査を受けた事実及びその内容に関する情報、法人等の経営状況・財産に関する情報、法人等の調査に対する対応等に関する情報並びに法人等の事業戦略に関する情報）及び開示しないとの条件で任意に提供された情報については、法人等又は個人事業主に事業運営上、不利益を与えるおそれがあるため、非開示とした。

(4) 条例第22条第6号の該当性について

本件個人情報のうち、市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（滞納整理方針に係る意見交換する情報、他の地方公共団体から提供を受けた情報又は他の地方公共団体との協議に関する情報及び事実関係の確認が不十分な情報）については、横浜市政、国政及び他の地方公共団体の行政の運営に支障を与えるおそれがあるため、非開示とした。

(5) 条例第22条第7号の該当性について

本件個人情報のうち、滞納整理の詳細（財産調査に関する情報、滞納整理の方針に関する情報及び他の地方公共団体との情報交換に関する情報）については、開示することによって、滞納者である異議申立人（以下「申立人」という。）に対する市税滞納整理事務に支障を与えるおそれ又は申立人を通して一般に広まり、他の滞納者に知られることによって今後の市税滞納整理事務に支障を与えるおそれがあるため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

ア 個人情報一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要の各号が本件個人情報の抹消記録のどの部分に該当するのか不明である。

イ 申立人以外の個人の識別情報に当たるとしても、申立人との特別の利害関係人である場合は条例第22条第3号に該当しない。

ウ 対応した法人の担当者個人名以外の部署役職等は、条例第22条第4号に該当しない。併せて国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく当該法人の回答書の作成年月日、作成部門名、債権額等は申立人との特別の利害関係者として共有すべき事実すなわち申立人の債務額と同一である等から開示しなければならない。

エ 滞納整理の詳細については、すでに処分庁に係る申立人の不動産の公売処分によって懸念される事項に該当しなくなったというべきであり、特に前記公売は処分庁による無益な活動にあたる公売の執行で違法であるからこれを表面化させない作用効果がありうるから認められない。

- (3) 一部開示決定通知書で非開示の根拠規定として、第3号、第4号、第7号に該当していると明示されているところ理由説明書において新たに第1号、第4号イ、第6号を非開示の根拠として記載しているが、これは不当なことであり、当然非開示の根拠でありえないのは言うまでもない。

申立人に係る個人情報開示請求書は平成17年8月22日に請求したところ決定期間である平成17年9月5日までには困難であるとして、同月20日まで期間延長し同日決定通知書に基づいて、一部開示された経緯の下にあっては一部開示決定まで、通常十分な期間と想定された規定期間に倍する期間があったのであり、その期間中十分な検討を経て当初記載の根拠に基づいて抹消していると推認するのが当然の法理である。

よって、第1号、第4号イ、第6号は非開示の根拠規定たりえないし到底認められない。

- (4) 地方税法第22条の規定に照らして以下の事実を適示する。

開示部分には高度な守秘義務を課されている職務上知りえた納税者（滞税者）すなわち申立人ら自身の秘密に該当するものがある。実施機関提示の平成7年4月25日最高裁判決（平成7年(オ)第2193号）は納税者（滞納者）自身の情報も秘密として保護の対象と判断している。すると当該記載は担当職員が地方税法第22条に規定する秘密を漏らしたのは明らかと言わなければならない。

- (5) 本件個人情報には、条例第22条第3号に該当しない申立人以外の個人名と分類して抹消せず記載しているところがあり、また、抹消部分が特定個人であると推認できる抹消が多数存在する。

以上の摘示の各事実に鑑みて、抹消の根拠規定として第3号を表示して抹消している各事項、逆に抹消せず記載している各事項の選択判断は条例の趣旨に基づいてするのではなく、担当職員が無限定の裁量権が与えられているとの誤った認識のもとでなされた勝手な判断の結果というべきである。しかしながら当然かかる事案において個人的な恣意が許される余地は一切無いのは明らかである。

- (6) 本件個人情報では、特定金融機関に対して債権残元本の照会をしていることが開示されている。不動産登記簿は公開されていて閲覧、謄本請求に何ら制限がない。その謄本の乙区記載の第一抵当権者に残債権額を照会し、回答中の残債権額は債務者申立人の債務額と同額であることは当然で条例第22条第3号のただし書に該当する情報といえる。また、条例第22条第4号のいずれにも該当しない。

- (7) 本件個人情報には、家賃照会の記述がある。賃借人に係る事実は既知のものであり、また、家賃照会があった事実は申立人らの信用下落は考えられても賃借人には実施機関が主張する不利益は一切ありえないので不当である。
- (8) 担当職員の裁量権の逸脱、濫用による恣意的解釈と推認されるどころの部分と、単に粗雑な事務処理による誤謬部分の混在が認められる。端的には、理由説明書及び追加説明書による非開示根拠の後知恵の後付けによる膨大な追加をかんがみれば一層明らかといわなければならない。
- (9) 個人情報本人開示請求をした動機は、固定資産税の滞納に係る不動産の公売執行の経緯及び執行の手続の事実を知りたいと思ったためである。しかし、開示された文書は、非開示が多くほとんど分からなかった。また、非開示の理由がどれがどれに該当するか説明がなかったので異議申立てをした。その結果、非開示の理由が出されたが、その理由には納得できない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

横浜市市税事務取扱規程（昭和30年3月達第6号）第45条第2項では、「徴税吏員は、滞納整理に関するファイルに徴収金の滞納整理に必要な事項を収録し、滞納整理の状況を整理しなければならない」と規定している。各区役所では、この規定に基づき、電子計算機処理を行う滞納整理支援システムにより、市税滞納整理の具体的な状況を整理しており、市税滞納者ごとに入力年月日、入力担当者、相手先、処理内容、処理結果等の情報を同システムに入力している。

本件個人情報は、滞納整理支援システムに記録された情報のうち、申立人に係る平成12年1月28日から平成17年8月22日までの情報を出力したものであり、記事年月日、入力担当者及び相手先・方法・処理結果・処理予定・記事内容の各欄で構成されている。

なお、実施機関が非開示とした情報及び非開示の根拠規定については、別表1のとおりである。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、

試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち滞納整理の詳細が記録されている部分（財産調査に関する情報、滞納整理の方針に関する情報及び他の地方公共団体との情報交換に関する情報）については本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 滞納整理においては、滞納者の実態、滞納となった原因等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり調査が行われる。滞納整理に必要な調査については、国税徴収法第141条の徴収職員が滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときに滞納者等に質問又は検査を行うことができる旨の規定に基づき行われるほか、前段階として任意調査が行われることがある。

実施機関では、これらの調査により入手した情報をもとに、当該案件についての滞納整理の方針を決定し、その内容に沿って財産の差押え等の滞納処分を行うなどの滞納整理を実施し、滞納市税の徴収を進めている。

このような一連の処理内容等を滞納者ごとに記録したものが滞納整理記録であり、実施機関において、滞納整理を効率的に実施するための方針を決定する際の参考資料として用いているものである。

エ 前記ウのとおり、滞納整理に当たっては調査を行うことが必要であり、調査を効果的に進めることができるよう国税徴収法第141条に質問及び検査の権限が規定され、地方税法第333条等に検査拒否等に対する罰則が規定されている。一方で、国税徴収法第141条による質問及び検査については、対象者が滞納者、滞納者の財産を占有する第三者、滞納者に対し債権又は債務がある者等の同条各号に定める者に限定されており、実施機関が対象となる者を事前に把握しなければならないため、対象者を特定できないときはその前段階として情報の収集のために任意調査を行うことがある。この前段階の任意調査は、法律に根拠規定が定められているものではないが、滞納整理を効果的に進めるためには欠かせないものである。法律に基づく強制力の担保がなくとも、必要な情報が的確に得られるよう、調査対象者の信頼・協力を得て、適切に調査を進めていくものである。

このような前段階の任意調査に関する情報が開示されると、記録された情報自体から又は滞納者が既に知っている情報と照合することにより、特定の者が実施機関が行った任意調査に協力したことが滞納者に推測され得るところとなり、滞納者と調査協力者との関係に影響を及ぼすおそれがあることは否定できない。その結果、任意調査に調査協力者が安心して協力することができなくなるなど税務行政に対する調査協力者の信頼を失うこととなり、今後の任意調査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

国税徴収法第141条による質問及び検査については、地方税法に規定する罰則による強制力はあるものの、前段階の任意調査によって得られた情報をもとに行われることが多いものであるので、質問及び検査の対象者等の情報からどのような任意調査が行われたか推測することが可能である。つまり、特定の者に質問及び検査が行われたことが明らかとなると、当該特定の者が前段階の任意調査に協力したことが容易に推測されるところとなるから、質問及び検査に関する情報が開示されると、任意調査に関する情報が開示されるのと同様に、税務行政に対する調査協力者の信頼を失うこととなり、今後の調査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの実施機関の今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずることが容易となるなど不正な行為を容易にするなどのおそれがあると考えられる。

オ このような観点から本号の該当性を判断すると、本件個人情報に記録された財産調査に関する情報を開示すると、滞納者の実態、滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

しかし、実施機関が財産調査に関する情報であると主張しているもののうち、16.10.01その1の3行目から5行目までの記述については、都税事務所への実情照会の日程、連絡先等の記述であることから、財産調査に関する記述であるとは認められないため、本号に該当しない。

カ また、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち、滞納整理の方針に関する情報及び他の地方公共団体との情報交換に関する情報については、

滞納整理に対する実施機関又は他の地方公共団体の考え方が詳細に記録されていると認められる。このような情報を開示した場合、実施機関の今後の対応を滞納者が容易に推測することが可能となり、財産の移動、処分等を行う等の滞納処分を不当に免れるための対策を講じるなどにより、実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

キ したがって、実施機関が非開示とした財産調査に関する情報、滞納整理の方針に関する情報及び他の地方公共団体との情報交換に関する情報のうち、16.10.01その1の3行目から5行目までの情報は本号に該当しないが、その余の部分は本号アの非開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人の債権・債務に係る情報並びに個人が識別される情報が記録されている部分については本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報を見分したところ、調査対象者等の氏名、住所及び電話番号のほか、第三者に対する調査状況及び実施機関の対応状況が記録されていることが認められた。これらの情報は、申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から又は他の情報と照合することにより調査対象者等の特定の個人を識別することができるものといえる。

このうち、14.04.01の10行目及び11行目の記述は登記簿謄本に記載された不動産の所有者等の情報を転記したもの等であると認められることから、法令等の規定により本人が知ることができる情報であるため、本号ただし書アの規定に該当する。

このほかの情報は、第三者が税務調査に協力した事実、第三者に対して実施機関が対応した状況等であり、通常申立人に知らされるものとは認められないこと

から、法令等の規定により又は慣行として申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。また、ただし書イ及びウにも該当しない。

エ したがって、実施機関が非開示とした個人の氏名、住所、電話番号及び個人の債権・債務に係る情報並びに個人が識別される情報のうち、14. 04. 01の10行目及び11行目の情報は本号ただし書アに該当するため本号の非開示情報に該当しないが、その余の部分は本号の非開示情報に該当すると認められる。

(4) 条例第22条第4号の該当性について

ア 条例第22条第4号では、「法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、法人等の経理関係に関する情報（調査先である法人等が調査を受けた事実及びその内容に関する情報、法人等の経営状況・財産に関する情報、法人等の調査に対する対応等に関する情報並びに法人等の事業戦略に関する情報）が記録されている部分については本号アに該当するため、実施機関の要請を受け、開示されないとの前提のもとに法人等から提供された情報については本号イに該当するため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関が本号アに該当するとして非開示とした情報のうち、14. 04. 01の5行目から9行目までの記述は、登記簿謄本に記載された不動産の所有者等の情報を転記したものと認められることから、開示することにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。15. 12. 02の7行目及び17. 01. 04の2行目途中から4行目途中までの記述は、法人等の財産状況に関する記述であると認められ、開示すると法人等の経営状態等が推測され得るため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。17. 08. 22の19行目から29行目までの記述については、本人開示請求に対する実施機関の

対応方針及び公売に係る記述であると認められ、実施機関が主張するような法人等が調査を受けた事実及びその内容が明らかになるものとはいえない。また、当該部分については、実施機関は本号イにも該当するとしているが、これらの情報が法人等から任意に提供された情報であるとも認められない。このため、当該情報が、開示すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報であるとは認められない。

したがって、15.12.02の7行目及び17.01.04の2行目途中から4行目途中までの情報は本号アに該当すると認められるが、14.04.01の5行目から9行目まで及び17.08.22の19行目から29行目までの情報は本号に該当しない。

エ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうちその他の部分については、実施機関が条例第22条第3号又は第7号の該当性も併せて主張しており、前記(2)及び(3)で述べたとおり、当該部分は同条第3号又は第7号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(5) 条例第22条第6号の該当性について

ア 条例第22条第6号では、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、市の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（滞納整理方針に係る意見交換する情報、他の地方公共団体から提供を受けた情報又は他の地方公共団体との協議に関する情報及び事実関係の確認が不十分な情報）が記録されている部分については本号に該当するとしている。

ウ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報については、実施機関が条例第22条第3号、第4号又は第7号の該当性も併せて主張しており、前記(2)、(3)及び(4)で述べたとおり、当該情報は同条第3号、第4号又は第7号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(6) 条例第22条第1号の該当性について

ア 条例第22条第1号では、「法令等・・・の定めるところにより、本人に開示することができない情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、地方税法第22条によって課された守秘義務による保護法益を失すおそれがある部分については本号に該当するとしている。

ウ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち、17.08.22の19行目から29行目までの情報は、前記(4)で述べたとおり、本人開示請求に対する実施機関の対応方針及び公売に係る記述であり、実施機関が主張するような税務調査の有無、調査目的、調査内容及び調査結果についての記述であるとは認められないことから、地方税法の規定により本人に開示することができない情報であるとはいえず、本号には該当しない。

エ 実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうちその他の部分については、実施機関が条例第22条第3号、第4号又は第7号の該当性も併せて主張しており、前記(2)、(3)及び(4)で述べたとおり、当該部分は同条第3号、第4号又は第7号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(7) 本件個人情報の開示部分について

本件個人情報を見分したところ、同様の情報でありながら、開示、非開示の判断が分かれているものがあることが認められた。このため、当審査会では、平成18年4月27日に実施した事情聴取において実施機関に確認したところ、本来、非開示とすべき部分であり、開示したことが事務処理上の誤りであったとの説明があった。実施機関におかれては、今後このようなことのないよう、開示決定等の事務処理を適切に行うよう切に望むものである。

(8) 申立人のその他の主張

申立人は、実施機関が一部開示理由説明書において非開示理由を追加したことについて、不当であると主張している。しかし、非開示決定の理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保し、それに対する不服申立てに便宜を与えることを目的としているものであることからすれば、不服申立てを受けた実施機関が原処分の当否を判断するに当たり、非開示事由の存否を改めて検討することは不当なこととはいえず、開示等の決定通知書に記載されていない非開示の理由を当審査会

への諮問時に追加して主張することが許されないとまでは解されない。

申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を一部開示とした決定のうち、別表 2 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分を開示すべきであるが、その余の部分を条例第 22 条第 3 号、第 4 号及び第 7 号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表1 実施機関が非開示とした情報

記事年月日	相手先・方法・処理結果・処理 予定・記事内容の欄の部分	非開示の根拠規定（条例第22条）					
		第1号	第3号	第4号ア	第4号イ	第6号	第7号
13. 07. 19	2行目	○		A			ア
13. 08. 01	2行目	○		A			ア
13. 08. 17	2行目	○		A			ア
14. 01. 10	5行目～8行目		○				
14. 04. 01	5行目～9行目			B			
14. 04. 01	10行目及び11行目		○				
14. 05. 27その1	2行目一部		○				
14. 07. 25	2行目	○		A			ア
14. 11. 13	2行目及び3行目	○	○				ア
15. 02. 04	3行目一部、4行目及 び5行目		○				
15. 02. 18	2行目途中～3行目途 中	○		C			ア
15. 02. 18	5行目～8行目					a	イ
15. 03. 10	2行目一部及び3行目	○		A			ア
15. 06. 05	2行目～4行目		○				
15. 07. 07その1	3行目～7行目	○				b	ア
15. 07. 07その2	4行目	○				b	ア
15. 07. 07その3	2行目～6行目	○		A	○		ア
15. 07. 07その4	3行目～6行目	○			○		ア
15. 07. 16その1	2行目～5行目	○		A	○		ア
15. 07. 16その2	3行目～5行目	○		A	○		ア
15. 07. 29その1	2行目～5行目	○	○	A	○		
15. 07. 29その2	4行目一部及び7行目		○				
15. 12. 02	7行目			B		c	
16. 06. 23	2行目	○			○		ア
16. 07. 20	7行目～10行目						イ
16. 07. 26	3行目一部		○				
16. 08. 31	2行目～6行目	○			○		ア
16. 08. 31	7行目						ア
16. 09. 02	6行目～7行目途中		○				
16. 09. 02	7行目途中～10行目途 中		○				ア
16. 09. 02	10行目途中～13行目						ア
16. 10. 01その1	3行目～5行目						ア
16. 11. 12	3行目～7行目		○				
16. 11. 15その3	2行目～9行目		○				
16. 11. 19その2	2行目～8行目		○				
16. 11. 22	3行目途中～13行目	○	○			b	ア
16. 12. 02その1	5行目～15行目	○		D	○		ア
16. 12. 02その3	2行目～4行目		○				
16. 12. 10その2	4行目の一部及び6行 目の一部		○				
16. 12. 10その2	9行目～12行目	○	○			b	
16. 12. 22その1	4行目～14行目	○	○			b	
16. 12. 22その1	15行目～17行目途中					c	ア

16. 12. 22その1	17行目途中～20行目		○			b	ア
16. 12. 22その2	2行目一部及び4行目～9行目	○	○			b	
16. 12. 22その2	10行目～12行目	○				b	ア
16. 12. 22その2	14行目～23行目及び25行目一部	○	○			b	
16. 12. 24その1	2行目～4行目		○				
16. 12. 24その2	2行目		○				
16. 12. 27その6	2行目		○				
16. 12. 27その7	2行目及び3行目		○				
16. 12. 27その8	2行目		○				
16. 12. 27その9	2行目及び3行目		○				
16. 12. 27その10	2行目		○				
16. 12. 28	3行目～7行目	○	○			b	
16. 12. 28	8行目～11行目		○				
16. 12. 28	12行目～15行目		○	D		c	
17. 01. 04	2行目途中～4行目途中	○		B			
17. 01. 04	4行目途中～7行目	○	○				
17. 01. 05	2行目～4行目途中		○				
17. 01. 05	5行目一部及び7行目途中～8行目		○				
17. 01. 14その3	2行目～4行目		○				
17. 01. 14その4	3行目一部		○				
17. 01. 15	2行目一部及び3行目～7行目	○	○				
17. 01. 19その2	2行目一部及び4行目一部		○				
17. 02. 02その1	2行目～6行目	○	○		○		ア
17. 02. 02その2	3行目		○				
17. 02. 02その3	2行目一部及び3行目一部		○				
17. 02. 02その5	3行目		○				
17. 02. 02その8～その10	2行目		○				
17. 02. 07その2	2行目途中～6行目	○	○			b	
17. 02. 08その2	4行目～11行目					b	ウ
17. 02. 08その3	2行目及び3行目	○	○	A	○		ア
17. 02. 14	2行目途中～9行目					b	ウ
17. 02. 16	2行目途中～3行目途中		○		○		
17. 03. 02	7行目一部		○				
17. 03. 11	全部		○				
17. 03. 15	全部	○	○		○		
17. 03. 25その1及びその2	全部		○				
17. 04. 21	全部		○				
17. 04. 27その2	全部		○				
17. 04. 28その2	全部		○				
17. 05. 23	2行目一部	○	○				
17. 05. 26	2行目及び3行目	○	○	A	○		ア

17.06.02	2行目～4行目	○		A	○		ア
17.06.02	5行目及び6行目	○	○	A	○		ア
17.06.21	3行目及び4行目					b	ウ
17.06.21	10行目一部		○				
17.06.21	13行目～15行目					b	ウ
17.07.15	3行目一部		○				
17.08.08	5行目途中～9行目					b	ウ
17.08.10その4	3行目途中～5行目途中及び5行目一部		○			a	ア
17.08.15	2行目一部		○				
17.08.22	15行目～18行目	○				a	ア
17.08.22	19行目～29行目	○		A	○		

(注意)

- 1 記事年月日の欄に表示している年月日等に対応する相手先・方法・処理結果・処理予定・記事内容の欄の全部又は一部が非開示部分である。
- 2 非開示の根拠規定の欄に表示している記号については、次の情報が記録されていることを表している。
 - 4号ア：A…調査先である法人等が調査を受けた事実及びその内容に関する情報、B…法人等の経営状況・財産に関する情報、C…法人等の調査に対する対応等に関する情報、D…法人等の事業戦略に関する情報
 - 6号：a…滞納整理方針に係る意見交換に関する情報、b…他の地方公共団体から提供を受けた情報又は他の地方公共団体との協議に関する情報、c…事実関係の確認が不十分な情報
 - 7号：ア…財産調査に関する情報、イ…滞納整理の方針に関する情報、ウ…他の地方公共団体との情報交換に関する情報

別表2 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

記事年月日	相手先・方法・処理結果・処理予定・記事内容の欄の開示すべき部分
14.04.01	5行目～11行目
16.10.01その1	3行目～5行目
17.08.22	19行目～29行目

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年11月24日	・第一部会で審議する旨決定
平成18年2月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年2月17日 (第19回第三部会)	・諮問の報告
平成18年2月23日 (第79回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年2月24日 (第79回第二部会)	・諮問の報告
平成18年3月9日 (第80回第一部会)	・審議
平成18年3月23日 (第81回第一部会)	・審議
平成18年4月13日 (第82回第一部会)	・審議
平成18年4月27日 (第83回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年5月11日 (第84回第一部会)	・審議
平成18年5月25日 (第85回第一部会)	・審議
平成18年6月8日 (第86回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年6月22日 (第87回第一部会)	・審議
平成18年7月13日 (第88回第一部会)	・審議
平成18年7月27日 (第89回第一部会)	・審議